

分析士会規約

(名称)

1. 本会は、公益社団法人日本分析化学会分析士会(以下、分析士会)と称する。

(目的)

2. 分析士会は、分析士の知識・技量の向上、並びに我が国の分析界の発展に貢献することを目的として設立する。

(事業)

3. 分析士会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1) 総会の開催
 - 2) 講演会の開催
 - 3) 講習会の開催
 - 4) その他

(会員及び会費)

4. 分析士会は、分析士として登録した個人をもって会員とする。
 2. 分析士会の会費は無料とする。
 3. 第3条に定める事業の実施に当たっては、参加費を徴収することができる。

(運営)

5. 分析士会は、会長と 50 名以内の幹事からなる運営幹事会を組織して、その合議により事業の計画および運営を実施する。
 2. 会長並びに幹事の任期及び選出方法は別に定める。

(会計)

6. 分析士会の事業は、本部補助金、参加費及び寄付金などにより行う。

(事務局)

7. 分析士会の事務局を下記におく。

東京都品川区西五反田 1□ 26□ 2、五反田サンハイツ 304 号、公益社団法人日本分析化学会
(〒141□ 0031)

 2. 必要な事務員を雇用することができる。

(規約の変更)

8. 規約の変更には、運営幹事会の議をへて、日本分析化学会理事会の承認を得るものとする。

制定 2012 年 9 月 14 日 理事会承認